

老計発第0919001号
平成18年9月19日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部を別添のとおり改正し、指定小規模多機能型居宅介護事業所の開設当初における従業者の員数について緩和等を行うこととしたので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図られたい。

なお、今回の通知の一部改正に係る取扱いについては、本通知の発出日から適用する趣旨ではないので、念のため申し添える。

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知) (抄)

改 正 後	現 行
<p>第2 総論 2 用語の定義 (5) 「前年度の平均値」</p> <p>① (略)</p> <p>② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関する実績が全くない場合を含む。) の利用者数等は、新設又は増床の時点から6月末満の間は、便宜上、ベッド数(指定小規模多機能型居宅介護に係る小規模多機能型居宅介護従業者の員数を算定する場合は通いサービスの利用定員)の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月末満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間ににおける全利用者等の延数を1年間で除して得た数とする。また、減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。</p> <p>なお、小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請時に</p>	<p>第2 総論 2 用語の定義 (5) 「前年度の平均値」</p> <p>① (略)</p> <p>② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関する実績が全くない場合を含む。) の利用者数等は、新設又は増床の時点から6月末満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年末満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間ににおける全利用者等の延数を1年間で除して得た数とする。また、減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、これらの適切な方法により利用者数を推定するものとする。</p> <p>なお、小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請時に</p>

においてサービスを行うために確保すべき小規模多機能型居宅介護従業者の員数は、基本的には通いサービスの利用定員の90%を基に算定すべきであるが、小規模多機能型居宅介護のサービス内容や報酬に照らして定員相当の利用者が集まるまでに時間を要することも考慮し、当面、新設の時点から6月末満の間は、通いサービスの利用定員の50%の範囲内で、指定の際に事業者からあらかじめ届け出られた利用者見込数を前提に算定することとして差し支えない。この場合において、届け出られた利用者見込数を超える状況となれば、事業者は届出内容を変更する必要がある。

第3 地域密着型サービス

一 夜間対応型訪問介護

2 人員に関する基準

(1) 訪問介護員等の員数（基準第6条）

① (略)

② 訪問介護員等
イ (略)

ロ (略)

ハ 定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等とは、介護福祉士又は訪問介護員であり、基本的に看護師が行うことはできないが、「訪問介護員養成研修の取扱細則について」（平成18年6月20日老振発第0620001号厚生労働省老健局振興課長通知）の取扱いのとおり、訪問介護員の養成研修の実施主体である各都道府県の判断により、看護師の資格を有していることをもつて訪問介護員として認める取扱いとしても差し支えない。なお、看護師の資格を有する者

第3 地域密着型サービス

一 夜間対応型訪問介護

2 人員に関する基準

(1) 訪問介護員等の員数（基準第6条）

① (略)

② 訪問介護員等
イ (略)

ロ (略)

ハ 定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等とは、介護福祉士又は訪問介護員であり、基本的に看護師が行うことはできないが、「訪問介護員養成研修の取扱細則について」（平成12年3月21日老企第46号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の取扱いのとおり、訪問介護員の養成研修の実施主体である各都道府県の判断により、看護師の資格を有していることをもつて訪問介護員として認める取扱いとしても差し支えない。なお、看護師の資格を有する者

する者を訪問介護員として雇用する場合は、訪問介護員として雇用されるのであって、保健師助産師看護師に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務を行うものではないこと。

三 小規模多機能型住宅介護 基本方針（基準第62条）

- (1) (略)
(2) (略)

(3) 既存の指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所が小規模多機能型住宅介護事業所となる場合に、これまで指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所を利用していた他市町村の被保険者が小規模多機能型住宅介護を利用することができるようにするために、他市町村からも小規模多機能型住宅介護事業所の指定を受ける必要があるが、従来からの利用者のために継続的なサービス利用を確保する観点から、従来からの利用者からの希望に基づき、当該他市町村から指定の同意の申し出があった場合には、原則として、事業所所在の市町村は、他市町村の従来からの利用者の利用について、法第78条の2第4項第4号に係る同意を行うこととし、当該同意に基づき他市町村は指定を行うことが求められる。

なお、他市町村が指定を行う際には、既に事業所所在の市町村において事業所が遵守すべき基準の適合性について審査していることから、地域密着型サービス運営委員会において、事前に「他市町村に所在する事業所の指定に限り、運営委員会を開催することなく指定することができます」といったことを決めておくことにより、円滑に事業所指

を訪問介護員として雇用する場合は、訪問介護員として雇用されるのであって、保健師助産師看護師に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務を行ふものではないこと。

三 小規模多機能型住宅介護 基本方針（基準第62条）

- (1) (略)
(2) (略)

(3) 既存の指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所が小規模多機能型住宅介護事業所となる場合に、これまで指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所を利用していた他市町村の被保険者が小規模多機能型住宅介護を利用することができるようにするために、他市町村からも小規模多機能型住宅介護事業所の指定を受ける必要があるが、従来からの利用者のために継続的なサービス利用を確保する観点から、従来からの利用者からの希望に基づき、当該他市町村から指定の同意の申し出があった場合には、原則として、事業所所在の市町村は、他市町村の従来からの利用者の利用について、法第78条の2第4項第4号に係る同意を行うこととし、当該同意に基づき他市町村は指定を行うことが求められる。

定が行われるよう工夫することは可能である。

(4) 障害者を受け入れる共生型の指定小規模多機能型居宅
介護事業所は、構造改革特区として認めており、構造改革
特区の申請を行った上で行うことが必要となる。

2 人員に関する基準

(1) 従業者の員数等（基準第63条）

① 小規模多機能型居宅介護従業者

イ～ホ (略)

へ 宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サー
ビス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜
勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となるもので
ある。

また、宿泊サービスの利用者がいない場合であって
も、登録者からの訪問サービスの要請に備え、宿直又
は夜勤を行う従業者を置かなければならないことと
したものである。

なお、宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加
えて配置される宿直職員は、主として登録者からの連
絡を受けての訪問サービスに対応するために配置さ
れるものであることから、連絡を受けた後、事業所か
ら登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるな
ど、随時訪問サービスに支障がない体制が整備され
ているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要
はないものである。

ト～チ (略)

(3) 障害者を受け入れる共生型の指定小規模多機能型居宅
介護事業所は、構造改革特区として認める方向で検討して
おり、5月以降に構造改革特区の申請を行い、認定を受け
た上で行うことが必要となる。

2 人員に関する基準

(1) 従業者の員数等（基準第63条）

① 小規模多機能型居宅介護従業者

イ～ホ (略)

へ 宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サー
ビス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜
勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となるもので
ある。

また、宿泊サービスの利用者がいない場合であって
も、登録者からの訪問サービスの要請に備え、宿直又
は夜勤を行う従業者を置かなければならぬことと
したものである。

また、宿泊サービスの利用者がいない場合であって
も、登録者からの訪問サービスの要請に備え、宿直又
は夜勤を行う従業者を置かなければならぬことと
したものである。

ト～チ (略)

(別紙1) 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書

(別紙1)

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書

区分
新規・変更

被保険者氏名	被保険者番号
アガナ	
生年月日	性別
明・大・昭 年　月　日	男・女

居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する事業者	事業所の所在地
事業者の事業所名	〒
電話番号	()

※事業所を変更する場合のみ記入してください。

変更年月日
(平成　年　月　日付)

※小規模多機能型居宅介護事業者の利用前の居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く)及び地域密着型サービス(後閑対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護(短期利用型)に限る)の利用の有無を記入してください。

- 居宅サービス等の利用あり
(利用したサービス：
_____)
- 居宅サービス等の利用なし

〇〇市(町村)長様

上記の小規模多機能型居宅介護事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを
届出します。

〇〇市(町村)長様
平成　年　月　日
住所
被保険者　氏名

被保険者資格	□ 居出の重複
保険者確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業者事業所番号 _____

- (注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、差しやは居宅サービス計画の作成を依頼
する事業所が決まり次第速やかに〇〇市(町村)へ提出してください。
2 居宅サービス計画の作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入の
うえ、必ず〇〇市(町村)に届け出してください。届出のない場合、サービスに係る
費用を一且、全額自己負担していただくことがあります。

被保険者氏名	被保険者番号
アガナ	
生年月日	性別
明・大・昭 年　月　日	男・女
居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する事業者	事業所の所在地 事業所の事業所名
電話番号	()
事業所を変更する場合の事由等	※事業所を変更する場合のみ記入してください。
変更年月日 (平成　年　月　日付)	変更年月日 (平成　年　月　日付)
※小規模多機能型居宅介護事業者の利用前の居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く)及び地域密着型サービス(後閑対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護(短期利用型)に限る)の利用の有無を記入してください。	
<input type="checkbox"/> 居宅サービス等の利用あり (利用したサービス： _____)	
<input type="checkbox"/> 居宅サービス等の利用なし	
〇〇市(町村)長様	上記の小規模多機能型居宅介護事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを 届出します。
平成　年　月　日	住所 被保険者　氏名
被保険者資格	□ 居出の重複
保険者確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業者事業所番号 _____